

別紙 保育が必要な理由（新2号認定・新3号認定を受けるための事由）

預かり保育、認可外保育施設等の利用料に係る無償化の給付を受ける場合は、保護者のいずれもが、次の①から⑨の保育が必要な理由のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

認定を受けるためには、「保育が必要な理由書」と各理由に応じた下記の「添付書類」の提出が必要です。

保育が必要な理由及び基準	添付書類	認定の期間（最長）
①就労（内定を含む） 1か月48時間以上就労していること	・就労証明書様式3 ・スケジュール申告書様式4（変則勤務で、就労証明書の変則就労「主な勤務時間帯・シフト時間帯」の欄に未記載の場合のみ）	新3号：満3歳になった日以降の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	・母子手帳の写し又は出産証明書	妊娠が分かったときから、出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日まで
③保護者の疾病・障害 病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること	・障害者手帳、療育手帳をお持ちでない場合は以下の書類 ・介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他疾病・障害の程度が分かる書類等 ・スケジュール申告書様式4（生活に制限のない方）	新3号：満3歳になった日以降の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
④同居又は長期入院等している 親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	・障害者手帳、療育手帳をお持ちでない場合は以下の書類 ・介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他介護・看護の必要性が分かる書類等 ・スケジュール申告書様式4（必須）	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	・り災証明書	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	・求職活動申告書様式4-2 ・活動内容を証明する書類（ハローワーク受付票等）	概ね3か月
⑦就学 ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	・在学証明書 ・スケジュール申告書様式4（時間割でも可）	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から、上の子どもが継続して施設等を利用していること	・就労証明書様式3	市町村が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	・区役所、支所にお問い合わせください。	